

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（概要）

総務省自治行政局福利課

1. 改正の趣旨

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）により改正された健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等を踏まえ、地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得した者及びその被扶養者の要件を備える者に係る情報（以下「組合員資格情報等」という。）の迅速かつ正確なデータ登録に向けた対応として、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「規程」という。）に規定する組合員資格取得届書及び被扶養者申告書（以下「組合員資格取得届書等」という。）の取扱い等に関して所要の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

（1） 組合員資格取得時における組合員資格取得届書等の提出について

規程第93条の規定により、組合員の資格を取得した場合、その者は組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して組合に提出しなければならないこととされているところ。

また、規程第94条の規定により、組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合、その組合員は、遅滞なく、被扶養者申告書を組合に提出しなければならないこととされている。

今般、組合員資格取得届書等について、当該事実のあった日から5日以内に組合へ提出するものとする規定の整備を行う。

（2） 社会保険診療報酬支払基金等への組合員資格情報等の提供について

組合が、提出を受けた組合員資格取得届書等に基づき、組合員資格情報等を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供する手続きについて、今般、組合が組合員資格取得届書等の提出を受けた日から5日以内に、組合員資格情報等を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする規定の整備を行う。

（3） その他

所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

公布日：令和6年4月30日（火）

施行日：令和6年5月7日（火）